

## ◎建設機械を所有しているが売買契約書がない場合の 証明書について

(項番 **6** **4** 関係)

### 証明される方へ（建設機械を売買したことを証明する際のお願いと注意事項）

- ・被証明者に販売した建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車、移動式クレーン、高所作業車、締固め用機械、解体用機械）のみについて証明してください。
- ・証明はP 8 9の様式8により行ってください。  
(ただし、様式は、あくまでも雛形であり、必ずしも本様式に拠らなくとも、建設機械を所有していることを証している書類であれば、確認書類として有効です。)
- ・経営事項審査の評価対象とならない建設機械については、証明はしないでください。
- ・虚偽の証明をしたり、審査を誤らせることを目的として証明すると、法律により罰せられることがありますので注意してください。

## 様式 8

# 売買証明書

〈建設機械所有者〉

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

私は上記の者に下記の建設機械を売り渡したことを証明します。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

〈建設機械の内訳〉

メーカー名	型 式	製造・車体番号	売買成立日	備 考